

意匠制度形成の経緯

1. 明治32年意匠法制定以前

明治初期、殖産興業政策を推進するために、輸出振興による外貨獲得が政府の重要課題となっていた。当時、輸出の主要品目は生糸、茶、銅などの原材料であったが、加工品としては、陶磁器、漆器、銅器など、手工業的に一品生産される美術工芸品が増えつつあった。それら美術工芸品は万国博覧会において欧米諸国から高く評価されたことから、外貨獲得のための重要輸出品と位置付けられることとなった。

このような時代背景のもと、産業を発達させるためには、新たに創作された意匠について創作者の所有を認めその権利の保護を図ることが必要であるとし、明治21年（1888年）に意匠条例が施行された。

[意匠条例の主な内容]

- ・工業上の物品に応用する形状、模様若しくは色彩に係る新規な意匠を保護対象とした。
- ・新規な意匠を案出した者がその意匠の登録を受け、占有することを認めた。
- ・先願主義、審査主義を採り、出願後、審査官の審査を経て保護されるべきもののみ登録することとした。
- ・権利期間は3年、5年、7年、10年を選択でき、権利発生は登録の日からとした。
- ・査定不服に対しては再審査を請求でき、さらに不服の場合は審判を請求できることとした。
- ・登録無効に対しては審判を請求できることとした。
- ・審判に対する不服申立又は裁判所への出訴は認められないこととした。

2. 明治32年意匠法制定

明治以来、政府は不平等条約を改正するために欧米諸国と交渉をしていたが、改正の前提条件の一つとして、パリ条約への加盟と我が国における工業所有権に関する外国人の権利享有が要求された。当時の日本の出願人の発明は技術水準が低く、外国から導入した基本技術の改良が中心であったため、外国人の出願を認めると、有力な特許の多くが外国人によって占められるおそれがあったが、政府は、不平等条約の解消と引き替えに外国人の権利享有とパリ条約への加盟を欧米各国と約することとなった。

これを受け、条約加盟に対応するための国内法の整備と、意匠条例制定後10年余りを経て顕在化した制度の不備を改善するための検討が行われ、明治32年意匠法が制定された。

[主な内容]

- ・パリ条約に対応するために、パリ同盟国出願から4月以内に出願した場合は優先権を主張できることとした。
- ・類似意匠登録制度を採用し、自己の登録意匠に類似する意匠を登録可能とした。
- ・権利期間は10年とし、類似意匠の専用年限は原意匠に従うとした。
- ・保護対象の意匠に形状、模様、色彩の結合を加えた。
- ・不登録事由として出願前の公知公用の意匠に加えて、これに類似するものまでとした。

3．明治42年意匠法改正

明治32年法の改正の内容はパリ条約加盟への対応を主としたものであったのに対し、明治42年の改正は国内問題に対応するために制度の整備が行われた。現行法を踏襲し、意匠の流行性や模倣のされ易さといった特性を考慮し、簡便な手続きにより保護が得られ、必要に応じて登録意匠の秘密を保つことができるように、明治42年、意匠法が改正された。

[主な改正内容]

- ・意匠には簡易で一時的なもの、流行的なものがあるため、料金を低減した。
- ・意匠には、流行性、季節性のものもあることから、盗用されないように登録後も秘密を守るようにした。
- ・意匠登録出願の査定不服申立については再審をもって終審とし、審査の促進と出願の早期確定を図るようにした。
- ・無効審判に不服の場合は抗告審判の請求を可能とした。
- ・抗告審判に不服の場合は大審院への出訴を可能とした。
- ・意匠権の効力を「業として」の実施（物品に意匠を応用すること、応用した物品の販売・頒布）に限定した。
- ・登録要件の新規性に、刊行物に記載された意匠を追加した。
- ・類似意匠の意匠権は本意匠に合体するとした。
- ・意匠権はその出願前の出願に係る実用新案権により制限を受けるものとした。
- ・類別により発生した意匠権を、物品ごとの意匠権に分割できるようにした。
- ・登録意匠の出願前の善意の実施者に意匠権の効力が及ばないこととした。

4．大正10年意匠法改正

大正10年の法改正に先立って、大正5年、同7年にそれぞれ部分改正が提案されたが、いずれも審議未了となって日の目を見なかった。大正10年の法改正の審議では、特許法の改正も前提としつつ、意匠制度固有の問題も議論さ

れ、大正10年、意匠法が改正された。

[主な改正内容]

- ・意匠の定義を明確化し、意匠は物品そのものの外観に関するものであり、物品と離れて抽象的に存在するものではないとした。
- ・再審査制度を廃止し、拒絶理由通知制度を新設した。
- ・査定不服に関し抗告審判請求を認めた。
- ・抗告審判の不服に関し大審院への出訴を認めた。
- ・他の権利との抵触の調整規定を拡充し、従来の実用新案に加え商標権を追加した。
- ・他人の権利との利用関係がある場合の調整規定として、他人の実用新案権、意匠権を利用する場合を規定した。

5. 昭和34年意匠法改正

第二次大戦後、我が国は急速に産業復興を遂げ、繊維類、雑貨類を中心とした輸出が拡大する一方、輸出された製品が外国意匠を模倣したものであるという批判があがり、国際問題にまで発展した。このような状況に対応するために、優れたデザインを手厚く保護することによって他人の創作や意匠権を尊重する気風を高めていくこととした。

意匠制度は大正10年の改正以来大幅な改正を行うことなく施行されてきたため、国際的な交通通信の発達や家庭電化製品の一般家庭への普及等、産業界の実態、社会経済情勢の変化に対応できないところが現れてきた。

このような情勢の下、意匠の創作を奨励することにより産業を発展させるため、昭和34年、意匠法が改正された。

[主な改正内容]

- ・新規性判断基準を世界公知に拡大した。
- ・創作非容易性要件を新設した。
- ・新規性喪失の例外規定を設け、展示販売行為を含め、特許法、実用新案法より広く適用を認めることとした。
- ・同時に使用される複数の物品から構成され、全体として統一感のある意匠を一意匠として保護することとした。
- ・意匠権の存続期間を10年から15年に変更した。
- ・類別指定を廃止し、一意匠一出願の規定を設けた。
- ・意匠の定義に「視覚を通じて」を加えた。
- ・意匠権の効力は登録意匠に類似する意匠の実施を含むことを明確にした。

6 . 平成 1 0 年意匠法改正

昭和 3 4 年の意匠法改正時以降、我が国産業は欧米からの技術・コンセプトの導入、大量生産・大量消費による効率化、低価格化、品質管理等によるキャッチアップ型の発展を遂げてきた。

この間、我が国におけるデザイン開発力は大きくレベルアップし、企業経営においてもデザインの重要性がより強く認識され始めてきたが、アジア諸国も力をつけてきた中で、将来にわたり製品競争力の優位性を保つためには、より高いレベルの意匠の開発に振り向けるような競争環境を創出することが求められていた。

以上のような情勢の変化に鑑み、意匠の保護強化等の要請を満たす意匠制度の改正を行うため、平成 1 0 年意匠法が改正された。

[主な改正内容]

- ・ 創作非容易性要件を引き上げ、日本国内又は外国において公然知られた形状等に基づいて容易に創作できたものも要件を満たさないとした。
- ・ 物品の部分を意匠の構成要素に加え、部分意匠を保護対象とした。
- ・ 先願意匠の一部と同一又は類似の意匠は登録されないこととした。
- ・ 類似意匠登録制度を廃止し、関連意匠制度を創設した。
- ・ 機能にのみ基づく意匠は登録されないこととした。
- ・ 組物の意匠の登録要件を緩和し、保護対象を拡大した。
- ・ 願書図面について多様な記載方法を認めることとした(意匠法施行規則改正)。
- ・ 出願人が意匠登録出願にかかる意匠の特徴を記載した特徴記載書を提出できるようにした(意匠法施行規則改正)。